

川西市建設工事成績評定通知実施要領

平成22年 6月 1日施行

平成30年10月28日改正

令和 元年 5月 1日改正

令和 6年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要領は、本市が請負契約を締結した工事の工事成績評定通知を実施することにより、工事の適正かつ効率的な施工を図り、もって工事に関する技術水準の向上及び工事の品質確保に寄与することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定点の通知の対象とする工事は、川西市建設工事成績評定要領（平成22年6月1日施行）（以下「評定要領」という。）第2条に規定された工事とする。

(評定点の通知)

第3条 工事所管課長は、検査員から工事成績採点表が提出された後、当該工事の請負者に対し、評定点を工事成績評定通知書（様式第1号）により、当該工事の請負者に通知するものとする。

2 評定要領第9条に基づき評定を修正した場合についても前項と同様とする。

3 通知に関する事務は、工事所管課が行う。

(説明請求等)

第4条 第3条の通知を受けた者のうち、評定の内容に不服がある者は、通知を受けた日から起算して7日（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に工事成績評定結果に関する説明請求書（様式第2号）により、評定点の内容について説明を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、工事所管課とする。

3 工事所管課長は、第1項による説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して7日（休日を含む。）以内に工事成績評定結果に関する説明書（様式第3号）により回答するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長できるものとする。

(再説明請求等)

第5条 前条第3項の規定による回答に不服がある者は、回答を受けた日から起算して7日（休日を含む。）以内に工事成績評定結果に関する再説明請求書（様式第4号）により、再説明を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、工事所管課とする。

3 工事所管課長は、第1項の回答を受けた請負者から再説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に工事成績評定結果に関する再説明書（様式第5号）により回答するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長できるものとする。

5 工事所管課長は、第3項による回答を行うときは、別に定める川西市工事成績評定審査部会に意見を求めるものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約締結した建設工事の工事成績評定について適用し、同日前に契約締結した建設工事の工事成績評定については通知しない。

(施行期日)

1 この要領は、平成30年10月28日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和 元年 5月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和 6年 9月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結した建設工事請負契約の成績評定について適用し、同日前に締結した建設工事請負契約の成績評定については、なお従前の例による。

川 〇 〇 第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名
様

川西市長 越 田 謙 治 郎

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、川西市建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。なお、評定の結果に不服があるときは、本市に対してその不服の旨を付して、この書面を受けた日から起算して7日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。
不服の旨に対する説明は、書面により回答いたします。
なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせは先は下記のとおりです。

記

- | | | | |
|--------------------|-----------|--|------------------|
| 1. 起工番号 | 第 | 号 | |
| 2. 工事名 | | | 工事 |
| 3. 工期 | 令和 | 年 | 月 日 ~ 令和 年 月 日 |
| 4. 完成検査年月日 | 令和 | 年 | 月 日 |
| 5. 成績評定 | 評定点 | 点 | （項目別評定点は別表1のとおり） |
| 6. 送付先及び
問い合わせ先 | 〒666-8501 | 川西市中央町12番1号
川西市〇〇部〇〇課
TEL 072-740-〇〇〇〇（直通） | |

別表 1（土木工事）（建築工事）

項 目 別 評 定 点

評 定 項 目	細 目	評 定 点 / 満 点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点 / 3.3点
	II. 配置技術者	点 / 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	点 / 13.0点
	II. 工程管理	点 / 8.1点
	III. 安全対策	点 / 8.8点
	IV. 対外関係	点 / 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点 / 14.9点
	II. 品質	点 / 17.4点
	III. 出来ばえ	点 / 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	点 / 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	点 / 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	点 / 5.2点
7. 法令順守等（減点のみ）		点
評 定 点 合 計		点 / 100点

*評定点合計は、小数点第1位を四捨五入し整数にしています。

様式第2号

令和 年 月 日

川西市長 越 田 謙 治 郎 宛

所在地
請負者 商号又は名称
代表者氏名

⑨

工事成績評定結果に関する説明請求書

令和 年 月 日付け工事成績評定通知書の評定点について、下記により説明を求めます。

記

1. 工事名
2. 不服のある評定項目及び細目
3. 不服の内容
4. 上記の根拠となる事項

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第 3 号

川 〇 〇 第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

川西市長 越 田 謙 治 郎

工事成績評定結果に関する説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明に不服があるときは、本市に対してその不服の旨を付して、この書面を受けた日から起算して 7 日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

不服の旨に対する再説明は、書面により回答いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせは先は下記のとおりです。

記

1. 起工番号 第 号

2. 工事名 工事

3. 説明請求に対する回答

4. 送付先及び

問い合わせ先

〒666-8501

川西市中央町 1 2 番 1 号

川西市〇〇部〇〇課

TEL 0 7 2 - 7 4 0 - 〇〇〇〇（直通）

様式第4号

令和 年 月 日

川西市長 越 田 謙 治 郎 宛

所在地
請負者 商号又は名称
代表者氏名

印

工事成績評定結果に関する再説明請求書

令和 年 月 日付で回答のありました工事成績評定結果に関する説明書について、再度説明を求めます。

記

1. 工事名
2. 回答に対する不服事項
3. 上記の主張の根拠となる事項

※この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第 5 号

川 〇 〇 第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

川西市長 越 田 謙 治 郎

工事成績評定結果に関する再説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 起工番号 第 号
2. 工事名 工事
3. 不服に対する回答

4. 問い合わせ先 〒666-8501 川西市中央町 1 2 番 1 号
川西市〇〇部〇〇課
Tel 0 7 2 - 7 4 0 - 〇〇〇〇（直通）